

【件名】

施設使用料の見直し方針（案）について

【要旨】

施設使用料の見直し方針（素案）（以下「素案」という。）について、区民意見交換会等を実施し、以下のとおり、施設使用料の見直し方針（案）（以下「案」という。）を作成したので報告する。

1 素案に関する意見交換会等の実施結果

(1) 区民意見交換会

開催日時	会場	参加者数
7月22日(土曜日) 午前10時～	中野区役所	5人
7月24日(月曜日) 午後7時～	南中野区民活動センター	3人
7月25日(火曜日) 午後7時～	野方区民活動センター	5人
計		13人

(2) 区民から電子メール等で区に寄せられた意見

件数：2件（内訳：電子メール2件）

(3) 関係団体等からの意見聴取

団体数：14団体（集会形式12団体、電子メール等2団体）

参加者数：125人

(4) 素案に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

別紙1のとおり

2 案及びスポーツ施設の半額措置の取り扱い

(1) 素案からの主な変更点

なし

(2) 改定時期

令和6年7月1日施行 ※素案から変更なし

3 試算結果

令和4年度決算における施設使用料の試算結果は以下のとおり。

(1) 対象施設数

66施設

(2) 区分数

1,368区分

(3) 試算結果

増減項目	区分数
1,000円以上の増となった区分	3
1,000円未満の増となった区分	45
増減無しの区分	161
1,000円未満の減となった区分	845
1,000円以上の減となった区分	132

※スポーツ施設は、半額措置適用額と新たな軽減策による減額適用額との増減。

※中野区立総合体育館における入場料を徴収する場合の使用料182区分を除く。

4 パブリック・コメント手続の実施

案に関するパブリック・コメント手続について、9月11日（月曜日）から10月2日（月曜日）まで実施する。区民への周知については、区報（9月5日号）及び中野区ホームページへ掲載するほか、区民活動センター、図書館等で資料を公表する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年 9月 パブリック・コメント手続の実施
11月 パブリック・コメント手続の実施結果の取りまとめ
見直し方針の決定
第4回定例会に関連条例の改正案を提出
令和6年 7月 施行

素案に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

○施設使用料の現行方針及び見直し方針について

No.	主な意見	区の考え方
1	設備が不十分なスポーツ施設については、性質別負担割合の利用者負担分を25%に変更するなど、使用料の割引措置を設けるべきである。	性質別負担割合は、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設の分類ごとに設定している。スポーツ施設の設備に対するご意見は所管に伝える。
2	見直し改定期間を3年毎から4年毎に変更する理由はあるのか。4年毎とする明確な理由が示せないのであれば、3年毎のままとすべきではないか。	減価償却費の半額控除により、現行より原価の変動が小さくなることで、改定使用料が大幅に変動することはあまりないと考えているため、改定期間を3年から4年に変更することとした。
3	スポーツ施設の性質別負担割合を50%に変更した理由の一つとして、他区施設の使用料との比較が挙げられているが、他区類似施設との比較はどのように行われたのか。公費の負担率を上げることが、利用者負担の考え方に馴染まないのではないか。また、低廉な使用料を設定することは民業圧迫に繋がると考える。	条例に定める使用料を基に23区の類似施設と比較した結果、23区平均を上回る結果であったため、性質別負担割合の見直しを行ったところである。また、団体利用の場合は、民間施設との代替性は低いと考えている。
4	スポーツ施設について、個別の施設や部屋ごとに民間施設との代替性を勘案し、性質別負担割合を定めるべきではないか。	個別の施設や部屋ごとに性質別負担割合を設定することは難しいと考えている。
5	光熱費高騰などの影響により施設の運営が困難な状況であれば、事前に利用者に状況を説明した上で、一時的に使用料を上げるという方法も取り得ると思う。	令和6年度改定については、令和4年度決算を基に使用料を算定するため、光熱費の高騰についても、使用料に反映することになる。
6	総合体育館において、入場料を徴収する利用区分を新たに設けることとした理由は。	施設の有効利用やレベルの高い競技を区民の方に観戦いただくことでスポーツ意欲の向上に繋がるというご意見を関係団体や議会等からいただいたため検討した次第である。

No.	主な意見	区の考え方
7	国や都から補助金等を交付されているのであれば、減価償却費は原価に算入すべきでないと思うが、いかがか。	補助金等の交付の有無や交付割合は施設によって異なっている。そのため、全ての施設について減価償却費の算入率を50%とした。
8	原価には人件費が算入されているところ、人件費に退職給与引当額繰入が含まれるのはなぜか。	区では、予算積算、事業実施、行政評価に至る各段階で、退職給与引当額繰入分など各種手当を含む金額を職員人件費として算定している。施設使用料の算定基礎となる原価も同様の考え方であり、施設の運営・貸出に要する職員数に職員人件費を乗じて算出している。
9	即時改定の廃止について、改定使用料が下がる場合にも上がる場合にも行われないという理解でよいか。	即時改定は1割以上下がる場合にのみ行うこととしていたものであり、現行方針においても、上がる場合には即時改定の対象とはしていない。

○スポーツ施設の新たな軽減策について

No.	主な意見	区の考え方
10	新たな軽減策として実施するスポーツ施設使用料の50%減額については、いつまで適用されるのか。	新たな軽減策は、令和6年7月1日から当面の間実施することとし、次回の使用料見直しの時期に併せて改めて検討していく。
11	スポーツ施設は他区と比較してもまだ高額である。他区で実施している高齢者の5割減額措置を導入してはいかがか。	近隣区の施設とのバランスも考慮し、原価や性質別負担割合の考え方を見直した。他区の施設と建築年数や建築コストが異なるため、単純に比較できない点もある。今回、高齢者を含む全世代を対象に、スポーツ施設の新たな軽減策として50%減額を実施する。
12	総合体育館を個人で利用する場合(個人使用)の使用料が安すぎるのではないか。区外からの利用者も多く、区民が利用できないという声も聞く。	区民と区民以外で利用料金を区別する考え方もあり、他区でそのような仕組みを採用している自治体もあるが、現時点で中野区ではそのような料金の区別は考えていない。

○その他

No.	主な意見	区の考え方
13	産業振興センターの体育室について、午後の利用区分は午後1時から午後5時までの4時間で設定されている。利用できる団体数が増えるよう、2時間毎に区分を分けるなどしてはいかがか。	区分を増やすことにより利用可能となる枠は増えるが、1団体が予約可能な枠が月2区分までと制約があり、不利益を被る団体も出てくることが想定される。今後の課題として、利用者の意見を幅広く聞いたうえで慎重に検討していきたい。
14	産業振興センターは、新設の施設ではないにもかかわらず、なぜ改定率が1を超えているのか。	産業振興センターは、性質別負担割合の趣旨を踏まえ、多目的ホールと体育室を分けて使用料を算定した。体育室は多目的ホールと比較して面積が大きいことから、改定率が1を超えた。
15	中野区地域スポーツクラブの会員料金についても、使用料を100円単位に統一するのか。一般利用者と会員の利用料金差が小さくなり、会員登録手数料の負担を考慮すると、会員のメリットが小さくなり会員減少も懸念される。	中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の別表に定める限度額の範囲内において、指定管理者が利用料金を定めることとなる。
16	南部スポーツ・コミュニティプラザのプールの使用料について、区民の利用料金を1時間あたり100円としてほしい。	スポーツ・コミュニティプラザの使用料については、他施設と同様に、平成19年度作成「施設使用料の見直しの考え方」に基づき、施設の維持管理等に係る経費を基に算定している。区民においては、地域スポーツクラブ会員としてご登録いただくことで、一般料金より低い金額でご利用いただくことができる。
17	令和5年第2回中野区議会定例会における議会報告では、令和3年度決算における施設使用料の試算額一覧が示されていたが、意見交換会で配付しない理由は。	意見交換会の配付資料は、施設使用料の見直し方針(素案)を分かりやすく説明することを目的に作成している。令和4年度決算における施設使用料の試算額一覧は、区ホームページで公表する予定である。
18	令和6年度改定に向けた施設使用料の算定に係る資料については、適切に保管していくべきである。	区で定める文書管理規程に基づき、適切に文書の管理を行っていく。

No.	主な意見	区の考え方
19	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした現行の半額措置について、国や都から補助金が交付されているのか。	国や都から補助金の交付はなく、区の独自の政策として実施している。
20	会員の減少や財務状況が芳しくない利用団体もある。物価高の中で使用料の上昇もやむを得ないという心情もあるが、なるべく上昇しないようにご配慮いただきたい。	令和 4 年度決算に基づく改定使用料の試算においても、改定率が大幅に上昇することは考えにくい状況である。

※ 区分整理の関係から、同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別施設の使用料試算額の確認及び個別性の高い意見については掲載を省略している。